

奈良市公報

第98号

令和5年6月16日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規 則

月	日	番号	件名	主管
5	22	40	奈良市公報号外第19号に掲載	産業政策課
5	26	41	奈良市公報号外第19号に掲載	地域づくり推進課

告 示

月	日	番号	件名	主管
5	16	244	指定納付受託者の指定	市民課
5	17	245	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	17	246	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	17	247	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	17	248	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	17	249	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	17	250	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	17	251	令和3年奈良市告示第233号（新型コロナウイルス感染症 予防接種の実施）の一部改正	新型コロナウイルス ワクチン接種推進課
5	17	252	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の 届出	保護課
5	17	253	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
5	18	254	放置自転車等の保管	環境政策課
5	22	255	令和5年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算の要領	財政課
5	22	256	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
5	23	257	国土調査の実施	都祁行政センター地 域振興課
5	24	258	農用地利用集積計画の決定	農政課
5	25	259	障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指 定	障がい福祉課
5	25	260	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者 の廃止	障がい福祉課
5	25	261	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者 の指定	障がい福祉課

5	26	262	放置自転車等の保管	環境政策課
5	26	263	放置自転車等の保管	環境政策課
5	29	264	奈良市議会定例会の招集	総合政策課
5	29	265	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
5	29	266	差押調書の公示送達	国保年金課
5	30	267	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	30	268	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	30	269	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	30	270	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	30	271	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	31	272	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
5	31	273	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）	障がい福祉課
5	31	274	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定（更新）	障がい福祉課
監 査				
月	日	番号	件名	
5	30	9	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	
公 営 企 業				
月	日	番号	件名	主 管
5	19	29	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
5	19	30	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
5	23	31	奈良市排水設備指定工事店の指定	給排水課
5	26	32	奈良市排水設備指定工事店の指定	給排水課
5	26	33	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
5	30	34	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件名	主 管
5	16	9	定例教育委員会の開催	教育政策課

告 示

奈良市告示第244号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第2項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の2第2項の規定により告示する。

令和5年5月16日

奈良市長 仲川元庸

1 指定納付受託者・指定納付受託者に納付させる歳入の種類

指定納付受託者	指定納付受託者に納付させる歳入の種類
東京都港区高輪1-3-13NBF 高輪ビル6階 ソニーペイメントサービス株式会社 代表取締役 中村 英彦	戸籍謄抄本等交付手数料 除籍謄抄本等交付手数料 届出又は申請の受理等の証明書交付手数料 住民票の写し又は住民票記載事項証明書交付手数料 除票の写し又は除票記載事項証明書交付手数料 戸籍の附票の写し交付手数料 戸籍の附票の除票の写し交付手数料 納税証明書交付手数料 市税賦課証明手数料

2 指定期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(令和5年5月16日揭示済)

奈良市告示第245号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により和田町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月17日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	垣内 隆 奈良市和田町644番地	大谷 正道 奈良市和田町710番地

2 変更の年月日

令和5年4月1日

(令和5年5月17日揭示済)

奈良市告示第246号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により西大寺新町一丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月17日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	片山 和代 奈良市西大寺新町一丁目2番3号	表野 慎二 奈良市西大寺新町一丁目9番17号

2 変更の年月日

令和5年4月1日

(令和5年5月17日揭示済)

奈良市告示第247号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により中山泉ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月17日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	宇都宮 康晴 奈良市中山町200番地の47	相馬 英一 奈良市中山町185番地の7

2 変更の年月日

令和5年4月8日

(令和5年5月17日揭示済)

奈良市告示第248号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により狭川東町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月17日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	岡田 浩 奈良市狭川東町178番地	岡田 格 奈良市狭川東町218番地

2 変更の年月日

令和5年4月23日

(令和5年5月17日揭示済)

奈良市告示第249号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により西大寺新町二丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月17日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市西大寺新町二丁目6番2号	奈良市西大寺新町二丁目5番19号
代表者の氏名 及び住所	伊達 二郎 奈良市西大寺新町二丁目6番2号	中島 孝雄 奈良市西大寺新町二丁目5番19号

2 変更の年月日

令和5年4月8日

(令和5年5月17日揭示済)

奈良市告示第250号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により二名城ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月17日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後

代表者の氏名 及び住所	芝 潔 奈良市二名四丁目1193番地の57	福永 尚志 奈良市二名四丁目 1193 番地の 16
----------------	--------------------------	-------------------------------

2 変更の年月日

令和 5 年 4 月 9 日

(令和 5 年 5 月 17 日揭示済)

奈良市告示第 251 号

令和 3 年奈良市告示第 233 号 (新型コロナウイルス感染症予防接種の実施) の一部を次のように改正し、令和 5 年 5 月 8 日から適用する。

令和 5 年 5 月 17 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 予防接種の種類、ワクチンの種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所の表を次のように改める。

予防接種の種類	ワクチンの種類	予防接種の対象者の範囲		予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
新型コロナウイルス感染症	コミナティ筋注 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令 (令和 4 年厚生労働省令第 165 号) 附則第 4 項の規定によりなおその効力を有することとされる同省令第 3 条の規定による改正前の予防接種実施規則 (昭和 33 年厚生省令第 27 号) 附則 (以下「令和 4 年 12 月改正前省令附則」という。) 第 7 条第 1 項第 1 号に規定する方法)	初回接種(令和 4 年 12 月改正前省令附則第 7 条第 1 項の初回接種をいう。以下同じ。)	12 歳以上の者	令和 3 年 4 月 12 日から令和 6 年 3 月 31 日まで	厚生労働省ホームページ「コロナワクチンナビ」に掲載されている本市内の接種会場
	コミナティ筋注 5 ～11 歳用 (令和 4 年 12 月改正前省令附則第 7 条第 1 項第 3 号に規定する方法)	初回接種	1 回目の接種時において、5 歳以上 12 歳未満の者	令和 4 年 2 月 21 日から令和 6 年 3 月 31 日まで	
	ヌバキソビッド筋注 (令和 4 年 12 月改正前省令附則第	初回接種	12 歳以上の者	令和 4 年 5 月 25 日から令和 6 年 3 月 31 日まで	

<p>7条第1項第4号に規定する方法)</p>	<p>令和五年春開始接種 (予防接種実施規則附則第9条第1項の令和五年春開始接種をいう。以下同じ。)</p>	<p>12歳以上の者 (12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)</p>	<p>令和5年5月8日から令和6年3月31日まで</p>
<p>コミナティ筋注6ヵ月～4歳用(令和4年12月改正前省令附則第7条第1項第5号に規定する方法)</p>	<p>初回接種</p>	<p>1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者</p>	<p>令和4年10月24日から令和6年3月31日まで</p>
<p>スパイクバックス筋注(2価:起源株/オミクロン株BA.1)(令和4年12月改正前省令附則第10条第1項第1号に規定する方法)</p>	<p>令和五年春開始接種</p>	<p>12歳以上の者 (12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)</p>	<p>令和5年5月8日から令和6年3月31日まで</p>
<p>スパイクバックス筋注(2価:起源株/オミクロン株BA.4-5)(令和4年12月改正前省令附則第10条第1項第1号に規定する方</p>	<p>令和五年春開始接種</p>	<p>12歳以上の者 (12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウ</p>	<p>令和5年5月8日から令和6年3月31日まで</p>

	法)		ウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)	
	コミナティ筋注 5～11 歳用 (2 価：起源株／オミクロン株 BA. 4-5) (令和4年12月改正前省令附則第10条第1項の令和四年秋開始接種をいう。以下同じ。)	令和四年秋開始接種 (令和4年12月改正前省令附則第10条第1項の令和四年秋開始接種をいう。以下同じ。)	5 歳以上 12 歳未満の者	令和5年3月8日から令和6年3月31日まで
	コミナティ筋注 5～11 歳用 (2 価：起源株／オミクロン株 BA. 4-5) (令和4年12月改正前省令附則第10条第1項第2号に規定する方法)	令和五年春開始接種	5 歳以上 12 歳未満の者 (基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。)	令和5年5月8日から令和6年3月31日まで
	コミナティ RTU 筋注 (2 価：起源株／オミクロン株 BA. 1) (令和4年12月改正前省令附則第10条第1項第3号に規定する方法)	令和五年春開始接種	12 歳以上の者 (12 歳以上 65 歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)	令和5年5月8日から令和6年3月31日まで
	コミナティ RTU 筋注 (2 価：起源株／オミクロン株 BA. 4-5) (令和4年	令和五年春開始接種	12 歳以上の者 (12 歳以上 65 歳未満の者にあつては、基	令和5年5月8日から令和6年3月31日まで

	12 月改正前省令附則第 10 条第 1 項第 3 号に規定する方法)		礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)		
--	-------------------------------------	--	--	--	--

備考 既に令和四年秋開始接種又は令和五年春開始接種を受けた者にあつては初回接種を、既に令和五年春開始接種を受けた者にあつては令和四年秋開始接種をそれぞれ接種することができない。

(令和 5 年 5 月 17 日掲示済)

奈良市告示第 252 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があつたので、同法第 55 条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 17 日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
なないろクリニック	奈良県奈良市中山町西三丁目 218 番地	令和 5 年 2 月 28 日
あしび薬局 北町店	奈良県奈良市西大寺北町一丁目 6-10	令和 5 年 2 月 28 日

(令和 5 年 5 月 17 日掲示済)

奈良市告示第 253 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により医療機関を指定したので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 5 年 5 月 17 日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
いしかわ心臓クリニック	奈良県奈良市富雄元町二丁目 6 番 48 号 ライオンズプラザ富雄 1F	令和 5 年 4 月 1 日
なないろクリニック	奈良県奈良市中山町西二丁目 939 番地の 77	令和 5 年 3 月 1 日
堀田歯科医院	奈良県奈良市大宮町二丁目 3 番 東急ドエル奈良パークビレジ 9 棟 105, 106 号	令和 5 年 4 月 1 日
あしび薬局 北町店	奈良県奈良市秋篠新町 268 番地 1 吉田マンション 1 階 101 号室	令和 5 年 3 月 1 日
プラチナ薬局 とみお店	奈良県奈良市富雄元町二丁目 6 番 48 号 ライオンズプラザ富雄 1F	令和 5 年 4 月 1 日
訪問看護ステーションベア	奈良県奈良市三条大路二丁目 3 番 39 号 シティハイム藤本 103	令和 5 年 3 月 1 日

訪問看護ステーション あん	奈良県奈良市西大寺北町二丁目 1-16 三芳ビル 210 号室	令和5年 4月1日
訪問看護ステーション アスモ	奈良県奈良市富雄元町四丁目 8-14 ハイツあづま 106 号	令和5年 4月1日

(令和5年5月17日揭示済)

奈良市告示第 254 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年5月18日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和5年5月8日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺、近鉄学園前駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和5年5月18日揭示済)

奈良市告示第 255 号

令和5年5月19日付けで専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和5年5月22日

奈良市長 仲川元庸

1 令和5年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度奈良市国民健康保険 特別会計補正予算（第1号）

令和5年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,320,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 県支出金		27,719,164 ^{千円}	20,000 ^{千円}	27,739,164 ^{千円}
	1. 県補助金	27,719,164	20,000	27,739,164
歳入合計		37,300,000	20,000	37,320,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		457,811 ^{千円}	20,000 ^{千円}	477,811 ^{千円}
	1. 総務管理費	362,293	20,000	382,293
歳出合計		37,300,000	20,000	37,320,000

(令和 5 年 5 月 22 日揭示済)

奈良市告示第 256 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 5 年 5 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
令和 5 年 3 月 3 日 奈良市指令整開 第 22A-34 号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 令和 5 年 5 月 22 日 第 1841 号
公共施設 令和 5 年 5 月 22 日 第 921 号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市北袋町 25 番 1、25 番 2、25 番 3 及び 25 番 4
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市法蓮町 7 番地の 3
西 精男
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
道 路：奈良市北袋町 25 番 1 の一部

(令和 5 年 5 月 22 日揭示済)

奈良市告示第 257 号

国土調査を行うので、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 7 条の規定により次のとおり公示する。
令和 5 年 5 月 23 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 事業計画が決定された年月日
令和 5 年 4 月 28 日（担農第 122 号）
- 2 調査を実施する者の名称
奈良市
- 3 調査地域
奈良市都祁吐山町の一部
- 4 調査期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(令和 5 年 5 月 23 日揭示済)

奈良市告示第 258 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第 19 条の規定に基づき公告する。

令和 5 年 5 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

(令和 5 年 5 月 24 日揭示済)

奈良市告示第 259 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第 51 条の 30 第 2 項第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 5 年 5 月 25 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 5 年 5 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2930100991	社会福祉法人 寧楽ゆいの会	631-0823	奈良県奈良市西大寺国見町三丁目 5 番 5 号	相談支援事業所アーチ	631-0823	奈良県奈良市西大寺国見町三丁目 5 番 5 号	計画相談支援	令和 11 年 4 月 30 日

(令和 5 年 5 月 25 日掲示済)

奈良市告示第 260 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第 51 条第 2 号の規定に基づき告示する。

令和 5 年 5 月 25 日

奈良市長 仲川 元庸

1 廃止年月日 令和 5 年 4 月 30 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101704	ヒューマンヘリテージ株式会社	630-8115	奈良県奈良市大宮町七丁目 1-67	暮らしの応援ステーションそーら	630-8013	奈良県奈良市三条大路二丁目 520-3	居宅介護重度訪問介護
2910102660	一般財団法人沢井病院	630-8258	奈良県奈良市船橋町 8 番地	一般財団法人沢井病院ヘルパーステーション	630-8113	奈良県奈良市法蓮町 602-1	居宅介護
2910103783	株式会社オフエ	634-0005	奈良県橿原市北八木町 1-1-8	おふぁー新大宮事業所	630-8115	奈良県奈良市大宮町四丁目 310-9	就労継続支援 A 型

(令和 5 年 5 月 25 日掲示済)

奈良市告示第 261 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 5 年 5 月 25 日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日 令和 5 年 5 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910104039	西蓮株式会社	630-8003	奈良県奈良市佐紀町 2164 番地 宗教法人西蓮寺	西蓮株式会社	630-8003	奈良県奈良市佐紀町 2164 番地 宗教法人西蓮寺	居宅介護、重度訪問介護	令和 11 年 4 月 30 日
2910104047	合同会社セントラルオフィス	631-0053	奈良県奈良市青垣台三丁目 7 番地の 2	障がい者支援事業所アイリス	630-8241	奈良市高天町 27SHR ビル 201 号	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	令和 11 年 4 月 30 日

(令和5年5月25日揭示済)

奈良市告示第262号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年5月26日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和5年5月17日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和5年5月26日揭示済)

奈良市告示第263号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年5月26日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和5年5月22日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

- ア 移動費 自転車 2,000 円
原動機付自転車 4,000 円
イ 保管費 1,000 円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和5年5月26日揭示済)

奈良市告示第264号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項及び第7項の規定により、令和5年6月5日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集する。

令和5年5月29日

奈良市長 仲川元庸
(令和5年5月29日揭示済)

奈良市告示第265号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和5年5月29日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和5年2月14日 奈良市指令整開 第22A-32号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和5年5月29日 第1842号
公共施設 令和5年5月29日 第922号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市杏町544番1、544番2、544番3、544番4、544番5及び544番6

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市三条宮前町1番20号
株式会社リアルトレース 代表取締役 宮原 大輔

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路: 奈良市杏町544番4
下水道: 奈良市杏町544番4の一部

(令和5年5月29日揭示済)

奈良市告示第266号

奈良市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書(謄本)を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の住所、居所等が明らかでなく、または、外国においてすべき送達につき困難な事情があるため送達することができないので、奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号)第22条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和5年5月29日

奈良市長 仲川元庸

1 差押調書(謄本)の送達を受けるべき者の氏名・住所等及び発送年月日

省略

(令和 5 年 5 月 29 日 掲 示 済)

奈良市告示第 267 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により都祁友田町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 30 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	井上 良文 奈良市都祁友田町 257 番地	今西 登志也 奈良市都祁友田町 1459 番地

2 変更の年月日

令和 5 年 4 月 2 日

(令和 5 年 5 月 30 日 掲 示 済)

奈良市告示第 268 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により秋篠町梅ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 30 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	岡田 修 奈良市秋篠町 1122 番地の 33	稲山 泰道 奈良市秋篠町 1043 番地の 8

2 変更の年月日

令和 5 年 4 月 16 日

(令和 5 年 5 月 30 日 掲 示 済)

奈良市告示第 269 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により西包永町第 1 自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次の通り告示する。

令和 5 年 5 月 30 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	岡山 英雄 奈良市西包永町 19 番地の 1	永井 幸子 奈良市西包永町 24 番地の 2

2 変更の年月日

令和 5 年 5 月 7 日

(令和 5 年 5 月 30 日 掲 示 済)

奈良市告示第 270 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により恋の窪一丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次の通り告示する。

令和 5 年 5 月 30 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	渡邊 眞佐子 奈良市恋の窪一丁目16番6-305号	武田 潤一郎 奈良市恋の窪一丁目17番16号

2 変更の年月日

令和5年3月26日

(令和5年5月30日揭示済)

奈良市告示第271号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により東登美ヶ丘四丁目地区自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月30日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	竹居 佳代子 奈良市東登美ヶ丘四丁目9番24号	水本 乃文美 奈良市東登美ヶ丘四丁目12番8号

2 変更の年月日

令和5年4月1日

(令和5年5月30日揭示済)

奈良市告示第272号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和5年5月31日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和5年3月15日 奈良市指令整開 第22A-37号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和5年5月31日 第1843号

公共施設 令和5年5月31日 第923号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市朱雀四丁目12番8、12番23及び12番24

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市歌姫町1241番地

池田 好文

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路：奈良市朱雀四丁目12番8の一部、12番23の一部及び12番24の一部

(令和5年5月31日揭示済)

奈良市告示第273号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和5年5月31日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定更新年月日 令和5年4月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910101381	社会福祉法人ぶろぼの	630-8115	奈良県奈良市大宮町三丁目 5-39 第 3 やまと建設ビル 201 号	テクノパークぶろぼの高の原	631-0805	奈良県奈良市右京 1-2	就労移行支援	令和 11 年 3 月 31 日
2910102637	合同会社カレッジハブ	630-8127	奈良県奈良市三条添川町 2 番 8 号 3F	元氣の里 青空	630-8127	奈良県奈良市三条添川町 2 番 8 号 3F	自立訓練 (生活訓練)	令和 11 年 3 月 31 日
2910102645	株式会社サンケア	631-0041	奈良県奈良市学園大和町一丁目 304 番地	サンケア・ノーエル	631-0041	奈良県奈良市学園大和町一丁目 1433-3	就労継続支援 B 型	令和 11 年 3 月 31 日

(令和 5 年 5 月 31 日揭示済)

奈良市告示第 274 号

児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定 (更新) したので、同法第 21 条の 5 の 25 第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 5 年 5 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定更新年月日 令和 5 年 4 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950171161	エムツーエステイト株式会社	619-0214	京都府木津川市木津殿城 95 番地	こころの友	631-0805	奈良県奈良市右京一丁目 3 番地の 1 平城第二団地 3 号棟 111 号室	放課後等デイサービス	令和 11 年 3 月 31 日
2950171203	株式会社サンケア	631-0041	奈良県奈良市学園大和町一丁目 304 番地	サンケア・キッズ	631-0041	奈良県奈良市学園大和町一丁目 1433-3	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 11 年 3 月 31 日

(令和 5 年 5 月 31 日揭示済)

監

査

奈良市監査委員告示第 9 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 5 年 5 月 30 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一

同 中 本 勝
同 横 井 雄 一

子ども育成課

監査結果公表日 令和 4 年 12 月 28 日 (奈良市監査委員告示第 22 号)

措置結果通知日 令和 5 年 5 月 8 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金において、資金の貸付けを受けた者が支払期日までに償還すべき元利息を支払わないときは違約金を徴収しているが、同一の債務者に対し元利息と違約金の両方の債権が発生している際に、所管課は債務者の返済金を元利息に優先的に充当していた。</p> <p>奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱(平成 14 年奈良市告示第 117 号) 第 2 条第 1 項によると「違約金は、原則として当該元利息又は納付金に優先して徴収するものとする。」と規定されており、現状の取扱い是要綱に沿ったものとなっていないため、要綱の規定に基づき事務処理を行われたい。</p>	<p>奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱を見直し、令和 5 年 3 月 29 日付けで要綱第 2 条第 1 項について、「違約金は、原則として元利息又は納付金(以下「元利息等」という。)の延滞が解消した後に徴収するものとする。」とすることにより、現状の取扱いに沿った内容に改めました。</p>

道路維持課

監査結果公表日 令和 4 年 6 月 30 日 (奈良市監査委員告示第 14 号)

措置結果通知日 令和 5 年 5 月 22 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>公用車(業務用車)の運転報告書を査閲したところ、複数車両の運転報告書において、記載すべき事項のうち出庫時間や入庫時間、現場ごとの運転開始時間が一切記録されておらず、日によっては運転者氏名さえ記録されていないものが見受けられた。また、同報告書には決裁欄が設けられているものの、所管課長が同報告書を確認した記録も一切残されていなかった。</p> <p>これらのことから、所管課においては、日常的に運転報告そのものがなされていなかったと考えられるため、今後は、適正な運転報告書を作成するとともに、所管課長への報告を確実にを行うよう事務手続を改められたい。</p> <p>なお、令和 4 年 4 月 1 日以降、道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号)の改正に伴い、安全運転管理者には運転の前後において酒気帯びの有無を確認することなどが義務付けられており、運転報告の重要性がこれまで以上に高まっている。安全運転管理者においては、求められる確認作業を確実に実施するとともに、必要に応じて適切な指導を行われたい。</p>	<p>令和 4 年 12 月から適正な運転報告書を作成するよう全所属職員への指導を徹底し、所属長が記入漏れがないことを日常的に確認するよう事務手続を改めました。</p>

(令和 5 年 5 月 30 日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第 29 号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号) 第 4 条第 1 項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和5年5月19日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社 IDEAL	代表取締役 笹木 直樹	大阪市都島区高倉町一丁目11番19号樋口ハイツ301号	令和5年5月11日

(令和5年5月19日掲示済)

奈良市企業局告示第30号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和5年5月19日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
豊和建设株式会社	代表取締役 鬼崎 慎二	奈良市東九条町17番地の8	令和5年5月15日

(令和5年5月19日掲示済)

奈良市企業局告示第31号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成26年奈良市企業局管理規程第4号）第10条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年5月23日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
近畿セキスイハイム 施工株式会社	代表取締役 川端 久仁夫	奈良市西九条町四丁目3番1号	令和5年5月15日

(令和5年5月23日掲示済)

奈良市企業局告示第32号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成26年奈良市企業局管理規程第4号）第10条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年5月26日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
ヤマト設備	金光 武史	天理市長柄町631-1	令和5年5月10日

(令和5年5月26日掲示済)

奈良市企業局告示第33号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和5年5月26日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
ナカショウ設備	中道 翔太	大和郡山市矢田山町11番地9	令和5年5月11日

(令和5年5月26日掲示済)

奈良市企業局告示第34号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和5年5月30日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社近畿プラミング	代表取締役 山口 郭貴	天理市佐保庄町344番地	令和5年5月11日

(令和5年5月30日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第9号

令和5年5月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和5年5月16日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和5年5月23日（火） 午前10時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

- 令和5年度6月補正予算要求額について
- 奈良市いじめ防止基本方針（改定案）に対する意見募集（パブリックコメント）の結果及び意見への回答について

議事

- 議案第4号 旧月ヶ瀬小学校の土地、建物及び工作物の用途廃止について
- 議案第5号 奈良市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
- 議案第6号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について
- 議案第7号 令和6～9年度使用奈良市立小学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について
- 議案第8号 令和6年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について
- 議案第9号 奈良市いじめ防止基本方針の改定について
- 議案第10号 令和5年度奈良市教育支援委員会委員及び調査員の委嘱又は任命について

その他報告事項

- 奈良市立小学校におけるいじめ事象について

協議事項

- 奈良市の特別支援教育について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和5年5月16日揭示済)